

第4回あま市新型コロナウイルス感染症対策本部会議録(要旨)

日 時 令和2年3月11日(水)

午後4時～5時30分

場 所 本庁舎3階 特別会議室

1 議 題

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する現状について(報告)

【県内の状況】

愛知県内で99人、尾張地区では11人の感染が確認されており、県内99人の内9人が退院、3人の方が亡くなっている。

【国の対応】

政府は、国内の感染拡大を防止するため、10日、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾」を発表。

主なポイント

- ・感染拡大防止策と医療提供体制の整備
- ・学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応
- ・業活動の縮小や雇用への対応
- ・事態の変化に即応した緊急措置等

○新型インフルエンザ等特別措置法の改正案の成立による市の対応

「新型インフルエンザ等対策行動計画」では、「非常事態宣言」を受けた場合、“対策本部を設置し、必要な措置を講ずる”とされているが、市では、すでに対策本部を立ち上げ、市主催事業の中止、施設の利用制限をはじめとする感染拡大防止策を講じている。

(2) 今後の市の対応について

市が行っている対策のうち、健康管理、施設の利用制限等、期間が15日までとなっているものの扱いについて協議。

決定事項

3月15日までの対応としていた項目について、全て31日までとする。(職員の健康管理、事業の中止、貸館中止、施設の利用制限)

【貸館について】

3月12日から31日までを休館とし、すでに予約が入っている部分については、キャンセルをお願いする。(指定管理施設含む)

【一般施設の利用制限について】

貸館と同じく31日まで。貸館がなくなることから「休館」の扱いに。

○本市で感染者が確認された場合の対応、市公共施設の消毒作業

感染者が市公共施設を利用したことが判明した場合、消毒作業（資機材の準備含む）は市で行う。

市公共施設を消毒しなくてはならなくなった時の消毒範囲について協議。

決定事項

消毒範囲は、原則、動線、共用部分だが、できるだけ広い範囲を行うことが望ましい。後日、消毒資機材の保有状況についての照会あり。

(3) その他

○職員が新型コロナウイルスに感染した場合について（報告）

職員が新型コロナウイルスに感染した場合の報告について、様式を定めた。掲示板で周知する。所属長が本人に聞き取りを行い、人事秘書課に報告。

○書面会議における報酬、報償費について

会議を書面で済ませた場合の報酬、謝礼等についての扱い。

結論

後日、関係課において調整。

○コロナウイルスに関する、国への要望について（報告）

長坂康正衆議院議員から、「新型コロナウイルス感染症に関して、国への意見・要望があるならば、期限を設けず受け付ける」旨の話があった。時期をみて、各部局へ照会する。

○コロナウイルス対策に係る経費について（報告）

指定管理者への補償費、人件費等、コロナウイルス対策に係る余分な経費について計算をしておいてもらいたい。いずれ国から調査があると思われるため、事前の把握を。

○書面会議のあり方について

承認をしなくてはならないもの等、結果の残し方について先例があれば教えてもらいたい。

結論

原則、承認が必要なものについては、署名及び押印を求めている。庁内で統一が必要。

○中小企業に対するセーフティネット保障について（報告）

新型コロナウイルス感染症の発生により事業活動に影響があった中小企業者に対し、資金繰り支援としてセーフティネット保証が発動されている。相談があった場合は、産業振興課に案内を。

○第5回あま市新型コロナウイルス感染症対策会議について

3月24日（火）午後を予定。